

[事案 2019-341] 介護保障取扱特約付加請求

・令和2年9月25日 裁定打切り

<事案の概要>

保険料払込満了後の保障内容変更（コース変更）が取扱停止となったことを不服として、コース変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成4年3月に契約した終身保険について、以下の理由により、保険料払込期間満了後の「介護保障コース」の選択を可能にしてほしい。

- (1) 契約に際し、募集人およびその上司から、保険料払込期間満了後には、「介護保障コース」を含む3つのコースに保障内容を変更することが可能との説明を受けたので契約した。
- (2) 設計書には、「介護保障コース」を選択できるという記載がある。
- (3) 保険料払込期間満了後には「介護保障コース」に変更し、自分が介護状態になったときに使おうと思っていた。
- (4) 平成25年11月に保険会社に対し、保険料払込満了時に「介護保障コース」に変更した場合の年金額の試算を問い合わせたところ、書面により回答があり、そこに「介護保障コース」の選択が可能であると記載されている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款には、本契約を「介護保障コース」に変更することができる旨の規定はなく、新たな特約の付加によって、「介護保障コース」への変更が可能となる。
- (2) 利用実績（ニーズ）が全くなかったことを踏まえ、今後の料率改定時における事務負荷、管理負荷等を勘案し、平成31年4月に「介護保障コース」への変更の取扱いを停止した。すなわち、平成31年4月から、特約付加の申込みがあっても承諾しないこととした。
- (3) 平成25年11月の回答書面は、仮に将来変更した場合の試算を回答したに過ぎない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約当時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社は経営方針に基づき「介護保障コース」への変更の取扱いを停止する判断をしており、本申立ては保険会社の経営方針に関する事項と考えられ、その性質上裁定を行うに適當でないものと認められるので、裁定手続を打ち切ることとした。